

マザーズスマイル山口 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「マザーズスマイル山口」とする。

(事務所)

第2条 この会の事務所は山口市におく。

(目的)

第3条 この会は、発達障害のある子どもとその家族が地域の中での孤立することを防ぐ。また、地域の人々に発達障害を理解啓発し、誰もが住みやすい社会の形成に寄与する。

(活動内容)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 特別支援に関する知識の獲得や、情報交換ができ、親同士のつながりを作る場の提供
- (2) 発達障害のある子どもを持つ家族と支援者との交流事業
- (3) 地域・支援者などへ向けて発達障害についての啓発活動
- (4) その他この会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、この会の趣旨に賛同し、所定の会費を支払った者の家族全員が加入できるものとする。

(役員)

第6条 この会の運営のため役員をおく。

代表（1名）、副代表（1名）、会計（1名）、監査（1名）

(会議)

第7条 この会の会議はスタッフ会議（不定期）とする。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第9条 この会則の必要事項の変更および追加等はスタッフ会議で協議の上決定する。

(附則)

第10条 この会則は、平成27年5月12日から施行する。

(改訂) 平成28年4月1日 第6条改訂

(改訂) 平成29年4月26日 第6条改訂

(改訂) 平成30年4月19日 第3条、第6条改訂

マザーズスマイル山口 会則

マザーズスマイル山口 会費について

【定義】

「会費」とは、毎年4月1日から3月31日までの1年間、同会の活動趣旨に賛同し、同会の活動を金銭面から支えたい、という意味により、所定の金額を納めるものとする。

【対象者】

同会の活動趣旨に賛同したものであれば、当事者、家族、支援者、地域の人など誰でも納めることができ、納めたものの世帯全員を会員とみなす。

【個人情報の提出】

会費を納めるとき、氏名、居住地域を提出する。同会は個人情報を厳重に保管し、会員期限が切れたとき、速やかに破棄する。

【会員特典】

会費を支払った「会員」は、同会で行われる情報交換茶話会に無料で参加できる。また、同会が主催する研修会への優待がある。

【会費の用途】

同会が活動していく上で、捻出すべき費用に有意義に活用する。主に、情報交換茶話会や研修会等の活動運営費、講師や学生などスタッフ以外への謝礼、スタッフ内部研修等。

★平成30年度は1世帯につき 会費1000円 とする。

マザーズスマイル山口は「私たちスタッフと同じように子どもに発達障害があることで苛まれる育児ストレスや偏見、将来への不安などで悩み苦しむ家族の道しるべになりたい」「障害があっても受け入れられる人や地域を作って誰もが安心して暮らせる社会になってほしい」という思いからさまざまな活動を展開し、今年で4年目になります。

私たちスタッフは、日々のスケジュールから活動の時間を割き、運営会議や準備、人材育成、SNS発信など、すべての人が安心して暮らせるためにできることを少しずつ積み重ねることで社会に貢献できれば、一人でも多くの方が笑顔になればと、ボランティアとして活動しています。

このようなマザーズスマイル山口の活動に共感、賛同、応援してくださる皆様の声が原動力です。賛助会員としての寄付という形でも構いません。あたたかいご支援とご協力をいただけると幸いです。

平成30年5月 マザーズスマイル山口 代表 藤岡亜希子